

○ 山崎高等学校 必要経費のめやす

※ 表示の金額は変更となる場合があります。ご了承ください。

(1) 入学するまでに必要な費用 (令和6年度入学生の場合) (単位: 円)

項 目	金 額	備 考
入学料	5, 6 5 0	生活保護受給世帯や経済的に支払いが困難な場合等は、免除や半額に減額する制度があります。入学手続き時に、経営企画室までご相談ください。
教科書・補助教材	2 5, 0 0 0 前後	教科書及び補助教材は有料です。芸術の選択科目(音楽・美術・書道)によって、金額が異なります。

(単位: 円)

	男 子	金額(税込)	女 子	金額(税込)
制 服	制服上着(ブレザー)	1 9, 2 5 0	制服上着(ブレザー)	1 7, 0 5 0
	冬ズボン	1 0, 0 1 0	冬スカート	1 0, 7 8 0
	夏ズボン	8, 2 5 0	夏スカート	9, 1 3 0
	ネクタイ	1, 4 3 0	リボン	1, 2 1 0
	ベスト(希望者のみ)	5, 9 3 0	ベスト(希望者のみ)	5, 9 3 0
			ネクタイ(希望者のみ)	1, 4 3 0
	小 計	4 4, 8 7 0	小 計	4 4, 9 9 0
体 育 着 ・ 水 着 ・ 体 育 館 履 き 等	ジャージ(上)	3, 8 0 0	ジャージ(上)	3, 8 0 0
	ジャージ(下)	3, 2 0 0	ジャージ(下)	3, 2 0 0
	Tシャツ	1, 8 0 0	Tシャツ	1, 8 0 0
	クォーターパンツ	2, 5 0 0	クォーターパンツ	2, 5 0 0
	体育館履き	3, 9 0 0	体育館履き	3, 9 0 0
	小 計	1 5, 2 0 0	小 計	1 5, 2 0 0
	男子学校指定品合計	6 0, 0 7 0	女子学校指定品合計	6 0, 1 9 0

※学校指定品合計額には希望購入品を含む。

※自宅への配送を希望される方は別途、送料がかかります。

※ポロシャツ(希望者のみ)導入も検討中です。

※女子でズボン購入希望の方は男子と同じ金額・仕様になります。

(2) 入学後に必要な費用 (令和6年度入学生の場合) (単位: 円)

項 目	金 額	内 訳
授業料 ※ R6 より実質無償化 ※年に2回納めてください。 ※一定の所得以下の世帯については、申請により授業料と同額の「高等学校等就学支援金」を受給することができます(授業料に充当されます。)。	3 5 6, 4 0 0 (3年間の計)	年額118, 8 0 0 (@9, 900×12月)×3年間 ※年2回納めていただきます。 ○ 第1回 29, 7 0 0 (4月~6月分) ○ 第2回 89, 1 0 0 (7月~翌3月分)
学校徴収金 ※学年積立金・生徒会費・PTA会費は3年間で分割納入します。 ※学年積立金には、修学旅行の費用を含みます。 ※免除や減額の制度はありません。納入期日までに必ず納めてください。 ※金額・徴収回数等は変更になる場合があります。	1 3 5, 8 0 0 (3年間の計)	学年積立金(3年間の計) 1 1 0, 0 0 0 生徒会費 年額4, 2 0 0×3年間 PTA会費 年額3, 0 0 0×3年間 PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険(3か年一括払) 4, 2 0 0

○ 高等学校等就学支援金事業について

(1) 制度の概要

都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）に在学する生徒を対象に、最大36カ月（定時制及び通信制の課程においては48か月）にわたり、授業料を国が支援する制度です。

支給される就学支援金は、在学する学校が、生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取りますので、生徒本人（保護者）に対して、東京都から直接支払われるものではありません。

なお、高等学校等（私立高校等を含む。）を卒業又は修了した方は支給対象とはなりません。

(2) 支給額

支給額は授業料相当額になります。支給は、親権者等の都（道府県）民税所得割額及び区（市町村）民税所得割額を合算した額に応じて決定します。

なお、所得制限額を超える場合は支給されませんが、支給対象とならない世帯に対して授業料の全額を免除する制度を利用することで、授業料は実質無償化となります。

※ 所得制限額（審査基準）

30万4200円未満（「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」）の世帯

※ 世帯の年収目安が約910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。

※ 上記審査基準を満たさない場合でも、保護者等の事故、病気、失職、災害等の家計急変により収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、就学支援金の適用が受けられる可能性があります。

(3) 申請手続

全員、入学時にオンライン申請による手続が必要です。

申請手続については、後日改めて、お知らせします。

(4) その他の制度（令和6年度現在）

① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業

「奨学のための給付金」事業とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するため、返済不要の給付金（定額）を保護者等へ支給する制度です。

《対象となる方》

基準日現在（7月1日）、次の要件を満たしている保護者等

ア 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生がいること。

イ 保護者等が東京都内に住所を有していること。

ウ 生活保護受給世帯又は保護者等全員が都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯。

エ 令和2年度からは、家計急変（保護者等の失職、倒産等）により都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税相当となる見込みの世帯も対象となります。

② 東京都立学校等給付型奨学金制度

本制度は、生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

本制度は、「就学支援金」、「奨学のための給付金」とは認定基準等が異なります。

なお、本給付金制度は、生徒や保護者が原則として直接金銭を受け取るものではありません。

《対象となる方》

ア 生活保護受給世帯

イ 保護者等全員が都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯

ウ 保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯

※ 申請手続等は後日、改めて御案内します。

※ 上記の以外にも東京都や区市町村などでは、都内の経済的に困難な家庭に対し、児童・生徒の学業を支援するための事業があります。詳細については、それぞれのホームページを御確認ください。